

## 【県への認定申請時】長期優良住宅認定申請の添付図書一覧

※住宅性能評価書（長期使用構造の確認付き）の写し又は確認書の写しを添付する場合。

- ①調査票 (申請書又は代理者等の自署が必要) ※窓口で記入してもOK。
- ②認定申請書 ※第1面の裏に証紙を貼ってください。
- ③委任状(申請者の押印必要)
- ④確認済証の写し ※建築確認不要の場合は工事届(第1面～第4面)の写し
- ⑤住宅性能評価書(長期使用構造等の確認付き)の写し又は確認書の写し
- ⑥維持保全計画書
- ⑦居住環境基準に関する図書(提出の必要がある場合)の写し  
地区計画、建築協定、景観条例、都市計画法第53条許可、土地区画整理法第76条許可など
- ⑧長期優良住宅の認定申請における災害リスクに関する申告書(参考様式・押印又は自署が必要)
- ⑨長期優良住宅の認定申請における建築の規制に関する申告書(参考様式・押印又は自署が必要)
- ⑩インスペクター修了証の写し又は既存住宅インスペクション経験申告書(参考様式) ※増改築又は既存の場合のみ
- ⑪設計内容説明書 ※増改築又は既存の場合のみ
- ⑫その他所管行政庁が必要と認める図書
- ⑬添付図書  
次表の(い)欄に掲げる図書に、(ろ)欄に掲げる明示すべき内容を記載してください。  
※明示すべき内容を(い)欄に掲げる図書以外に明示することもできます。  
※(い)欄に掲げる図書に明示すべき事項がない場合は、該当する図書を添付する必要はありません。

(い)欄 図書の種類		(ろ)欄 明示すべき内容
設 計 図 書	付近見取図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 道路及び目標となる地物
	配置図	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 敷地境界線 <input type="checkbox"/> 敷地内における建築物の位置 <input type="checkbox"/> 申請に係る建築物と他の建築物との別 <input type="checkbox"/> 排水経路 <input type="checkbox"/> 高低差 <input type="checkbox"/> がけライン <input type="checkbox"/> 道路種別 <input type="checkbox"/> 開発・位置指定等の日付、番号
	各階平面図	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 間取り <input type="checkbox"/> 各室の名称 <input type="checkbox"/> 用途及び寸法並びに階段の寸法及び構造
	床面積求積図	<input type="checkbox"/> 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	用途別床面積表	<input type="checkbox"/> 用途別の床面積(主たる居室、その他の居室及び非居室)
	2面以上の立面図	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 外壁及び開口部の位置
	断面図又は矩計図	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 建築物の高さ、軒の高さ <input type="checkbox"/> 軒及びひさしの出
	状況調査書 ※増改築又は既存の場合のみ	<input type="checkbox"/> 建築物の劣化事象等の状況の調査の結果
工事履歴書 ※既存の場合のみ	<input type="checkbox"/> 新築又は増改築の時期及び増築又は改築に係る工事の内容 任意様式、又は新築又は増改築に関する以下のいずれかの図書の写しを添付 (新築の時期)確認済証、台帳記載事項証明書、確認申請不要な地域の場合は工事届、等 (増改築の時期)確認済証、台帳記載事項証明書、確認申請不要な地域の場合は工事届、等 建築確認を要しない増改築の場合は工事請負契約書 (増改築の内容)工事請負契約書及びその添付図書、等	

### (注意)認定申請書第2面等に記載する面積について

※品確法第6条の2に基づく確認申請書第2面、設計住宅性能評価申請書第3面の面積についても同様

■建築面積・床面積の合計：確認済証の面積と一致させる。

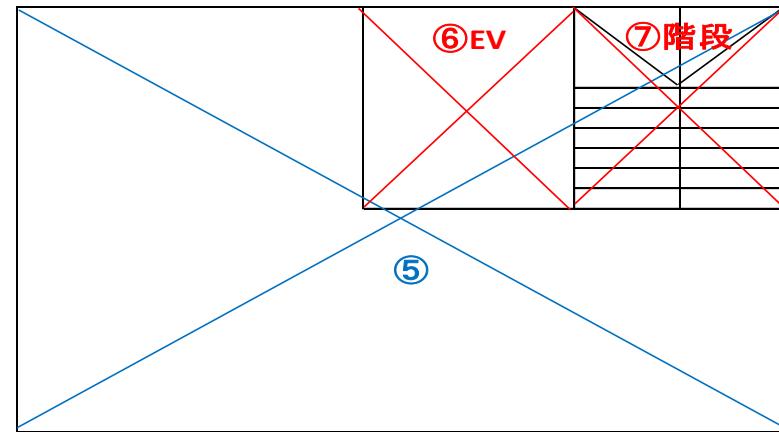
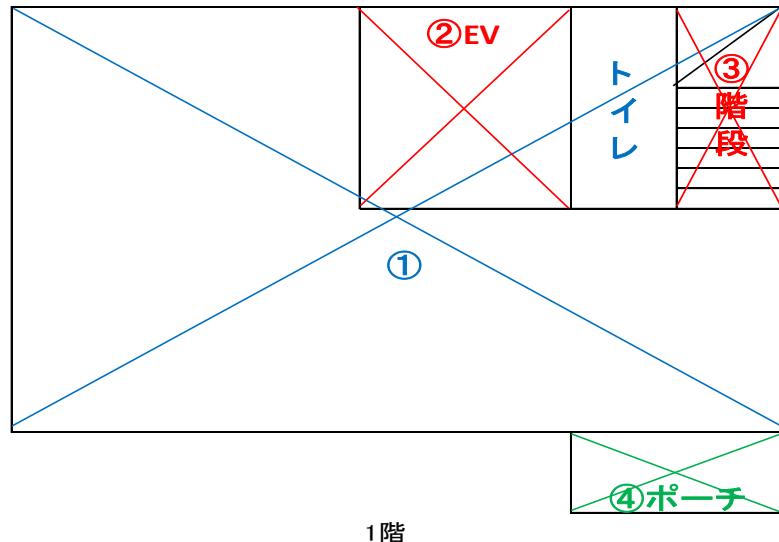
■各階の床面積：長期優良住宅の規模基準に則った各階の面積を記入

※規模基準(一戸建ての住宅の場合)

上下階の移動空間となる階段は床面積から除く。

ただし、階段の下部が便所、収納又は廊下等で生活空間として利用できる場合は除外する必要はありません。

### 求積図の記載例



※ホームエレベーターは階段部分とみなし、着床階において面積に算入しない。

### 長期優良住宅の規模基準検討用床面積

1階床面積	①-②-③	○○m <sup>2</sup>
2階床面積	⑤-⑥-⑦	○○m <sup>2</sup>

※いずれかの階で40m<sup>2</sup>以上必要

### 建築確認

建築面積	①+④	○○m <sup>2</sup>
1階床面積	①	○○m <sup>2</sup>
2階床面積	⑤	○○m <sup>2</sup>
延べ面積	①+⑤	○○m <sup>2</sup>

※住宅部分の面積が75m<sup>2</sup>以上必要

## 長期優良住宅認定 法第5条1項の申請の場合 正本の綴り順

